

# 「帝国の歴史における法多元主義とイスラーム Legal Pluralism and Islam in the History of Empires」

奥田弦希 東京大学大学院・博士課程

本国際会議の最初のセッションは、「帝国の歴史における法多元主義とイスラーム Legal Pluralism and Islam in the History of Empires」というタイトルのもと、イスラームの概念の解釈や翻訳が法的问题、特に紛争解決において果たした役割について、15世紀のオスマン帝国と19世紀後半から20世紀初頭にかけてのロシア帝国統治下のカザフステップの例から検討した。

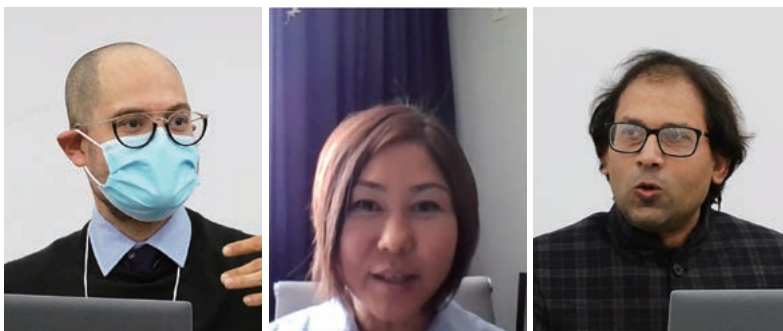
最初に行われたGuy Burak氏の“Writing a Conceptual History of Early Ottoman Kanun”と題する報告は、「長い15世紀」におけるオスマン帝国のカーヌーンをめぐる言説と概念を追ったものである。カーヌーンとは、シャリーアを補完するかたちで政治権力者が国家運営の必要から立法する独自の法規範のことを指すが、15世紀のオスマン帝国においてはこのカーヌーンという語が頻繁かつ広範に出現するようになる。ブラク氏はカーヌーンの導入を、14世紀から15世紀にかけてモンゴルやティムール朝といった過去・現在の他の支配者から自身を区別し、独自の新しい帝国像を打ち立てようとする、オスマン化の試みの一端であったと位置づけている。さらにブラク氏は、15世紀のオスマン帝国におけるカーヌーンの隆盛を下支えしたのが、ガザーリーの『宗教諸学の再興 Iḥyā' 'ulūm al-dīn』の受容であったと示唆している。

次に行われたZhanar Jampeissova氏と野田仁氏の“Translated ‘Legal’ Code: Difference of Understanding the Law between Kazakh Nomads

and Russian Colonial Officials”と題する報告は、新疆のロシア・清間の国境地帯に居住する両国臣民の紛争を解決するために新設された国際集会裁判所 (International Assembly Court、以下IAC) での法的手続きに焦点を当てることで、ロシア帝国の法多元主義を検討したものであった。このIACの大きな特徴は、法的手続きがロシア帝国の法規範ではなく、現地住民の法 (シャリーアおよび慣習法) に基づいていた点にある。本報告では、第一にロシア帝国の官吏たちは実際には現地住民の法をほとんど理解していなかったこと、第二に裁判において客観的事実を確認するための手段として重要視されたのが宣誓であり、宣誓が紛争解決における重要な法的手続きとして認識されていたこと、そして結論として、以上の点はロシア帝国の官吏たちが裁判結果を操作し、個別の事例に対応する上で重要な役割を果たしていたことが解明された。

両報告の後には、最初にディスカッサントのGagandeep Sood氏からコメント・質問がなされた。スード氏はまず両報告を評価した上で、ブラク氏の報告に対しては主にカーヌーンの蓄積と運用の在り方について、ジャンペイソワ氏と野田氏の報告については主に被統治者側の動向や他地域の事例との比較の観点を中心にコメント・質問を提示した。続く全体の質疑応答では、ジャンペイソワ氏と野田氏の報告に対して、ロシア帝国の官吏が現地の法を理解しなかったのは意図的なものだったのか、という質問が参加者からなされた。

本セッションを通して、ムスリム住民を抱える諸帝国における法多元主義について、初期オスマン帝国とロシア帝国統治下のカザフステップの例から同時代的状況に即して立体的に提示されることとなった。今後他地域との比較や、被統治者側の動向も踏まえつつ統治者・被統治者間の法的な相互作用について検討することで、本セッションのテーマはさらに奥行きのあるものとなるだろう。



Guy Burak氏

Zhanar Jampeissova氏

Gagandeep Sood氏